

2 - 4 . 乗りあいタクシー運行計画

公共交通体系の検討で郊外部の「デマンド交通」については、住民からの意見等により住民に身近なものと感じてもらうために「乗りあいタクシー」として設定する。

(1) 実施主体、運行事業者及び運行委託先

- ・実施主体は、奈井江町地域公共交通会議とする。
- ・運行事業者は、町内でタクシー事業を行い、利用状況などを熟知している奈井江北星ハイヤー（株）とする。

(2) 運行車両

- ・運行車両は、ハイヤー業務と兼用とする。
- ・乗りあいタクシーでの使用以外は、通常のハイヤー業務を行うものとする。

(3) 運行方面

- ・運行方面は、農村地区を対象に町道 15 号を境に北エリア「瑞穂、大和、白山、巖島、向ヶ丘、向ヶ丘栄町、住友新町、宮村（3 区を除く）」、南エリア「高島・茶志内」の 2 方面とする。

(4) 運行方法の考え方

- ・運行方法は、予約者の自宅と主要な公共施設や病院、スーパー等で構成する連絡施設の間のみを輸送する。このことで、一般タクシーとの差別化を図る。
- ・運行路線は、便毎に各予約者の自宅と連絡施設を最短で連絡できるルートとする。
(区域運行：デマンド運行)。
- ・予約者がいない場合は、運休とする。

表 2 連絡施設

奈井江駅	A コープ	文化ホール	北門・方波見医院
岸本医院	奈井江郵便局	武市医院	役場
町立国保病院	スーパーふじ	公民館・図書館	

(5) 運行日及び便数の設定

- ・奇数日は「北エリア」、偶数日は「南エリア」を運行する。
- ・1日あたり運行便数は平日が4往復、土日祝日が3往復とする。

(6) 運行時間帯

- ・乗りあいタクシーの運行時刻は、午前便は「中心部到着時刻」、午後は「中心部出発時刻」を固定とし、利用者宅は予約の数に応じて個々に時刻を定める方法とする。

表3 運行時刻の設定

便名	奈井江駅		その他 連絡 施設		利用者宅		その他 連絡 施設		奈井江駅
便	07:30		07:40		07:40 ~ 08:20		08:20		08:30
便	09:30		09:40		09:40 ~ 10:20		10:20		10:30
便	12:20		12:30		12:30 ~ 13:10		13:10		13:20
便	15:10		15:20		15:20 ~ 16:10		16:10		16:20

：土日祝日運休

時刻は固定時刻で、他の時刻は予約状況によりその都度時刻が変化
予約がない場合、運休